



「投げた時、勢いはあったんだけど上手く振りきれなくて。新記録と聞いてビックリしました」
5月31日にエコパスタジアムで行われた県高校総体陸上競技大会。女子やり投げで、県高校記録(47m

41)だけでなく、東海高校記録(47m81)をも塗り替える48m37のビックスローが飛び出しました。
記録を出したのは、袋井高校2年生の金原莉沙さんです。

スローは、やり投げの小中学生版種目なんですが、やってみたら結構いい成績が出たんです。それで高校生になったら本格的にやり投げに挑戦してみようかなって」。

「小学校の時にクラブで野球をやっていたので、中学では本当はソフトボール部に入りたかったんですよ。でも袋井南中にソフト部がなくて、それで基礎体力をつけるために陸上部に入りました。
中学校では砲丸投げをやっていました。先生に『ジャベリックスローをやってみないか』って薦められて、ジャベリック

昨年、1年生ながら全国高校総体で7位に入賞。冬場のウエートトレーニングや県の強化合宿でさらに力を伸ばしてきた莉沙さん。中学時代にジュニアオリンピックで大会記録を出した才能は、まだまだ開花の途中です。
今年、目標達成するか。金原莉沙さんから、目が離せません。

袋井の人

FUKUROI PERSONAL FILE

目標は50メートルの大会。

やり投げでインターハイ表彰台を目指す

袋井高校陸上競技部(2年生) 金原莉沙さん(菩提)



グループ紹介

インターナショナルファミリーサークル

●ママと幼児のための英会話サークル

私たちインターナショナルファミリーサークルは、子育て中のママと幼児の英会話サークルです。英語を習ってみたいけど、小さい子どもがいるから英会話学校には通いづらい、そんなお母さんたちが集まって、月3回、月曜日の午前中に1時間半、みんなで勉強しています。

英語を話すネイティブスピーカーの先生を囲んで身近な話題で会話を楽しんだり、テキストを使って英作力をつけたりと活動は本格的。子どもと一緒に英語の歌を歌ったり、絵本を読んだりするキッズタイムも設けています。

皆さんも私たちと一緒に、楽しく英語を学びませんか。



会員数 10人 代表 井上真澄さん(菅ヶ谷)

◎市協働まちづくりセンター「ふらっと」

☎43-6315 (月～土曜日の午前9時30分～午後2時)

待ってます!



優武空手 袋井東小学校道場

年齢を問わず、どなたでも安心して楽しめます。護身術やシェイプアップに、一緒に楽しくトレーニングしませんか。毎週日曜日、午後7時30分から9時まで。見学自由です。袋井東小学校道場責任者 太田浩道 (☎090-4237-3680)



第3回町内たこ凧作り 凧揚げ大会

昭和初期のころ、毎年5月に原野谷川付近で、さかんに凧揚げが行われていたそうです。袋井丸凧も作ってみました。本町自治会・中央町自治会

街の写真館



地域やサークルの行事、お気に入りの写真や子どもの写真などを郵送してください。写真には、タイトル、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、電話番号。自治会名を書き添えてください。

送り先 〒437-8666

袋井市役所秘書広報課広報広聴係



鳴沢の会が警南文化賞を受賞しました

地元出身で、日本書道界の巨匠「川村驥山」を顕彰する事業や油山寺と関係の深い文化事業を開催したことが認められ今回の受賞となりました。

<書家 川村驥山の作品を探しています>

鳴沢の会では、今年の11月13日～15日に油山寺で、市内にある川村驥山の作品を一堂に集めた「川村驥山展」を行います。川村驥山の作品をお持ちの方は、ぜひご連絡ください。 鳴沢の会 (☎42-4876)

市政Q&A

Q? 犬を飼おうと思っています。犬を飼う時には届け出が必要ですか?

A! 犬を飼う場合、飼い主には「狂犬病予防法」により、犬の登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

犬の登録は、生涯に一度です。犬を飼い始めた日(子犬は、生後90日を経過した日)から30日以内に登録してください(登録料3,000円)。

登録時に「鑑札」をお渡しします。必ず犬の首輪などに付けておきましょう。

また、生後90日を経過した犬は、年に一度、狂犬病予防注射を受ける必要があります(有料)。

- 犬の登録をする場所
- ・市役所2階環境政策課
☎44-3115
- ・支所1階市民サービス課
☎23-9212
- 狂犬病予防注射を受ける場所
- ・最寄りの動物病院



Q? 飼いたい犬がいなくなりました。どうしたら良いですか?

A! 飼いたい犬がいなくなつてしまった時は、市役所2階環境政策課または、西部保健所衛生薬務課(☎37-2245)へご連絡ください。「鑑札」が首輪などに付いていれば、登録番号から飼い主の方に連絡することができます。

Q? 住所を変更しました。犬の届け出も変更が必要ですか?

A! 飼い犬も住所変更の届け出が必要です。

▽市外から転入した場合・市内で住所変更をした場合: 愛犬手帳と鑑札を持って、市役所2階環境政策課または、支所1階市民サービス課で変更手続きを行ってください。▽市外へ転出する場合は、愛犬手帳と鑑札を持って、新しい住所地の市区町村役場で住所変更手続きを行ってください。

▼環境政策課環境衛生係
☎44-3115